

令和 2 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 旭市社会福祉協議会

令和2年度

社会福祉法人旭市社会福祉協議会事業計画

【基本的な考え方】

今日の社会福祉をめぐっては、人口減少と少子高齢化の進行をはじめ、所得格差の拡大、家族形態の変化や地域における人と人とのつながりの希薄化、生活困窮者の増加や虐待、社会的孤立などの複合的な福祉課題・生活課題が社会問題となっております。

このような状況のもと、旭市第三次地域福祉活動計画の後半を迎えることから、「地域で支えあい 誰もが生きがいを持てるまちづくり」の基本理念を実現するため、会員である市民の皆さん、民生委員・児童委員、区長会（自治会）、社会福祉団体、関係機関等と連携を図り、すべての事業を積極的に取り組んで参ります。

本会としても、更なる地域福祉の推進を強化する目的で『みんなで思いやり 支えあえる 地域の福祉力』を社会福祉協議会の基本理念とし、地域全体が直面する課題を解決していく地域力、お互いに支え合い共生する地域の福祉力で、地域福祉の推進役として役割を果たしていきます。

【基本目標】

1 地域福祉文化の醸成

市民一人ひとりに、地域福祉の考え方が浸透することを目指し、あらゆる機会をとらえて福祉教育を推進するとともに地域の交流や見守りが活性化するよう支援し、地域福祉文化を醸成します。

2 参加型福祉のまちづくり

地域に住むすべての市民が、地域福祉の担い手として活躍できる地域を目指し、人材の発掘・育成を進めるとともに、地区社会福祉協議会や、民生委員・児童委員、地域福祉団体など、関係組織との連携を充実し、参加型福祉のまちづくりを進めます。

3 安全・安心なまちづくり

安全・安心な環境のもと、地域に住む誰もが健康で快適な生活を送れる地域を目指し、情報提供や各種サービスの充実、防災体制の充実など、安全・安心なまちづくりを進めます。

事業の主な内容

事 業 名	目 的	主 な 実 施 事 項
法人運営並びに連絡調整	法人の適切な運営と組織、財務、事業の審議を行い、関係機関との連絡調整を図る。	1 理事会・評議員会の開催 2 監事会の開催 3 正副会長連絡会の開催 4 関係機関との連絡調整 5 定款・諸規程の整備
企画・普及・広報・宣伝事業	住民参加による社会福祉の基盤作りを目指し、福祉意識の高揚と、福祉活動への参加の動機付けとなるよう、広報啓発活動などを行う。	1 社会福祉大会の開催（11月頃） 2 「社協だより」の発行（年4回） 3 社協ホームページの更新（随時） 4 声の広報朗読 5 市広報の活用
組織強化事業	地域福祉活動の基盤となる、16地区社協に対し、事業・財政面の援助を行い、組織の強化を促進する。	1 地区社協活動推進連絡会の開催 2 地区社協の支援及び助成 3 地域福祉フォーラム設置の支援
心配ごと相談事業	市民の日常生活上の悩みごとに応じて、問題解決又は関係機関に連絡あつせんを行い、安心して地域生活が送れるよう、助言を行うため、相談所を開設する。	1 相談所の開設 ・飯岡福祉センター 第1・3（水）13：30～15：30 ・旭市青年の家 第2・4（水）10：00～15：00 2 相談員の研修
交通遺児対策支援事業	交通事故等により、親（親に代わる立場にあるものを含む）を失った18歳未満の遺児に対し支援を行う。	1 遺児の把握 2 見舞金・激励金の交付

事 業 名	目 的	主 な 実 施 事 項
ボランティア促進事業	ボランティアの発掘・育成に努め、ボランティアが自主的かつ継続的に活動できるよう、基盤整備を進める。	1 ボランティアの発掘・育成 2 ボランティアの登録・斡旋・調整 3 ボランティア連携との連絡調整 4 ボランティア連携への助成 5 ボランティア機関紙の発行（年1回） 6 災害ボランティア訓練 7 ボランティア講座の開催
一般募金配分事業	共同募金事業について、市民の理解を求めるとともに、助け合い精神を高め、住民参加による福祉の街づくりを進める。	1 おたっしゃ会の開催 2 男の料理教室の開催 3 障害者交流事業の開催 4 地域ふれあい交流事業 5 産業まつりへの参加 6 災害見舞金の支給 7 応急援護事業 8 共同募金運動配分事業の実施
歳末たすけあい援護事業	新たな年を迎える時期に、援助や支援を必要とする人達が、地域で安心して暮らすことができるよう援助を行う。	1 歳末見舞金配分対象者調査 2 歳末見舞金の配分
助成事業	各種福祉団体の自発的な活動や取り組みを支援するための助成を行う。	1 各種福祉団体への助成
福祉教育推進事業	地域に根ざしたさまざまな福祉活動を推進し、福祉の心を育むきっかけ作りを行う。	1 福祉教育出張講座の実施 2 小中学生の職場体験の積極的受け入れ 3 小中学校への助成
日常生活用具貸出事業	身体障害者及び高齢者等を対象に用具を貸し出すことにより、日常生活での社会参加の促進と、介護負担の軽減を図る。	1 ベッド・車いす等の貸出

事業名	目的	主な実施事項
フードバンク事業	余剰食品の提供を呼びかけ、食品確保が困難な生活困窮者等に提供する。	1 フードバンクちばへの協力 2 フードドライブの実施 3 生活困窮者等へ食品の提供
日常生活自立支援事業 (県社協受託事業)	日常生活を送る上で、十分な判断ができない高齢者や障害者に、福祉サービスの利用や、日常的な金銭管理などの援助を行う。	1 相談の受付 2 専門員による対象者及び家庭状況等の調査 3 関係機関との連絡調整 4 生活支援員等によるサービスの提供 ・福祉サービスの利用援助 ・財産の管理 ・財産の保全
生活福祉資金・特例つなぎ資金貸付事業 (県社協受託事業)	低所得世帯、身体障害者世帯等の経済的自立と更正意欲の助長促進を図り、安定した生活を営めるよう資金の貸付及び支援を行う。	1 資金の貸付に関する相談・援助 2 資金の貸付・償還に関する書類の交付・受付 3 申請世帯・貸付世帯の調査 4 担当民生委員児童委員との連絡調整 5 関係機関との連絡調整 6 償還滞納者に対する催促及び指導
外出支援サービス事業 (市受託事業)	在宅高齢者及び重度身体障害者に、外出サービスを行うことにより、高齢者等の社会参加を促進し、もって健康の増進と福祉の向上を図る。	1 医療機関への通院または入退院の為の送迎 2 介護予防事業所等への送迎
敬老事業 (市受託事業)	市内居住の結婚50周年を迎えたご夫婦の長年の労苦に対し、お祝いを行う。	1 合同金婚式の開催

事業名	目的	主な実施事項
施設管理事業 (市受託事業)	公共施設の管理運営業務を全般にわたって行う。	1 飯岡福祉センターの管理運営
生活困窮者自立支援事業 (市受託事業)	生活困窮者に対して家計・就労などの相談、支援を包括的、継続的に行い、早期に困窮状態から脱却することで、自立の促進を図る。	1 生活困窮に関する相談・寄り添い型支援の実施 2 支援計画の作成・見直し 3 支援調整会議の開催 4 関係機関との連絡調整 5 その他、生活困窮者の自立促進に資する事業の実施
東部地域包括支援センター事業 (市受託事業)	地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。	1 包括的支援事業 ・介護予防ケアマネジメント業務 ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的、継続的ケアマネジメント支援業務 2 介護予防支援業務
ほのぼのヘルプサービス事業	介護保険法によるサービス内容には制限があるため、それ以外のサービスを自費扱いで提供することにより、いつまでも自分らしく、住み慣れた地域で日常生活を安心して送れるよう支援する。	1 利用者の受入調整 2 生活援助（調理、洗濯、掃除、買い物等） 3 身体介護（外出介助、排泄介助等）
なごみデイサービス事業	介護保険法によるサービス内容には制限があるため、それ以外のサービスを自費扱いで提供することにより、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、社会的孤立感の解消や自立生活の助長を図る。	1 利用者の受入調整 2 送迎、入浴、食事、健康チェック、レクリエーション、介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）を行う。

事業名	目的	主な実施事項
善意銀行事業	貸付により経済自立と更生意欲の助長促進を図り、安定した生活を援助する。	1 貸付に関する相談・援助 2 小口貸付業務の実施 3 償還滞納者に対する催促及び指導 4 関係機関との連絡調整
無料職業紹介事業	就職が難しい生活困窮者に対し、職業紹介を行い、早期就労を図る。	1 求人及び求職の申込み受付 2 生活困窮者自立支援事業の利用者に対し求人・求職の紹介・斡旋
居宅介護支援事業	介護保険法に基づき、要介護状態にある被保険者に対し、適正な居宅介護支援を提供する。また、要支援状態にある被保険者及び介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に対し、旭市地域包括支援センターからの委託により適正な支援を提供する。	1 相談の受付 2 要介護認定等の代理申請 3 課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画書、介護予防サービス・支援計画書の作成 4 支援経過の記録、モニタリング 5 主治医、地域包括支援センター、サービス提供事業所等関係する機関との連携及び連絡調整 6 給付管理票の作成、居宅介護支援介護報酬の請求等 7 24時間連絡体制の実施
通所介護事業	介護保険法に基づき、要介護状態にある被保険者に対し、適正なサービスを提供する。	1 利用者の受入調整、課題分析、モニタリング 2 通所介護計画の作成 3 送迎、入浴、食事、健康チェック、機能訓練、介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）を行う。 4 介護報酬の請求
介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス	介護保険法に基づき、要支援者及び事業対象者と認定された方に対し、介護予防と日常生活の自立を支援し、サービスを提供する。	1 利用者の受入調整、課題分析、モニタリング 2 個別サービス計画の作成 3 送迎、入浴、食事、健康チェック、機能訓練等を行い、自力で困難な行為を支援 4 通所型サービス給付費の請求

事業名	目的	主な実施事項
介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスA	介護保険法に基づき、要支援者及び事業対象者と認定された方に対し、介護予防と日常生活の自立を支援し、サービスを提供する。	1 利用者の受入調整、課題分析、モニタリング 2 個別サービス計画の作成 3 送迎、食事、運動、健康チェック、レクリエーション等を行い、自力で困難な行為を支援 4 通所型サービスA給付費の請求
千葉県共同募金会旭市支会事務局	市内において「赤い羽根共同募金」運動の普及推進を図り、募金によるたすけ合いと、寄付文化の醸成を目的とする。	1 戸別募金 2 街頭募金 3 法人募金 4 職域募金 5 学校募金 6 イベント募金
「小さな親切」運動旭市支部事務局	市内において「小さな親切」運動の普及推進を図り、明るく住みよい郷土と、人間性にあふれる地域社会の建設に寄与することを目的とする。	1 総会および実行委員会等の開催 2 「小さな親切」実行章の推薦活動 3 「小さな親切」作文コンクールの応募 4 みんなつながろ、トモダチ作戦事業の推薦 5 本部事業への参加等